

工場労災をただす

会社「切崩し工作」で釈明

水俣病裁判

熊本地裁民事三部斎藤次郎裁判長係りで進められている水俣病裁判の第二十回口頭弁論は、十六日午前十時から前日に引き続き、西田栄一氏（元新日窒水俣工場長）の証人尋問が行なわれ、水俣工場の公害のうち農作物被害と工場労災についてたどった。

工場労災については同工場が二十九年、三十年、三十七年、四十五年としはば労基署から「安全管理特別事業場」の指定を受け、安全管理上問題のある工場として

注意を受けたこと、労災についても発生度数が化学工場の平均の倍近いことを、災害統計表などを証人に立証、「水俣工場は化学工場の中でも災害の多い工場だったのではないか」と追及、これに対し西田元工場長は「ある時期工場災害が多かったのは事実だ。しかしその後改善を重ね、労災防止に努力した」と答えた。

弁論に先立ち、会社側は前日原告から釈明を求められたいわゆる「切りくずし工作」について釈

明、「中根工場長らが自主交渉派三人の家庭を回ったのは、おわびとお願いのつもりで、誠意を示して訴訟を思いとどまってもらいたかったから」と述べた。

しかし、原告は「きれいごとでごまかしている」と食い下がりが、久我総務部長が斎藤裁判長に促されて「今後は訴訟派家庭を説得に回るようなことはしない」と答えてけりがついた。

次回は九月十六、十七日西田証人の主尋問が行われる。これに

先立ち八月三十日には東京で吉岡喜一元チッソ社長の出張証人調べが行なわれる。

なお閉廷後、地裁玄関付近で退出しようとした久我チッソ総務部長を、水俣病を告発する会員らを取り囲み、四月の株主総会に暴力団まがいのガードマンを雇ったこと、株主総会後、会社が一方的な見解を株主に配ったことなどについて抗議した。